

平成25年第2回京丹波町議会定例会（第3号）

平成25年 6月 7日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | | | |
|------|---|---|---|---|-----|
| 1 番 | 小 | 田 | 耕 | 治 | 君 |
| 2 番 | 篠 | 塚 | 信 | 太 | 郎 君 |
| 3 番 | 村 | 山 | 良 | 夫 | 君 |
| 4 番 | 梅 | 原 | 好 | 範 | 君 |
| 5 番 | 横 | 山 | | 勲 | 君 |
| 6 番 | 山 | 田 | | 均 | 君 |
| 7 番 | 東 | | ま | さ | 子 君 |
| 8 番 | 岩 | 田 | 恵 | 一 | 君 |
| 9 番 | 松 | 村 | 篤 | 郎 | 君 |
| 10 番 | 坂 | 本 | 美 | 智 | 代 君 |
| 11 番 | 西 | 山 | 和 | 樹 | 君 |
| 12 番 | 原 | 田 | 寿 | 賀 | 美 君 |
| 13 番 | 北 | 尾 | | 潤 | 君 |
| 14 番 | 森 | 田 | 幸 | 子 | 君 |
| 15 番 | 山 | 内 | 武 | 夫 | 君 |
| 16 番 | 野 | 口 | 久 | 之 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
会 計 管 理 者	谷 口 誠 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	中 尾 達 也 君
和知支所長	榎 川 諭 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	木 南 哲 也 君
企画政策課長	山 森 英 二 君
税 務 課 長	堂 本 光 浩 君
住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	岡 本 佐登美 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	山 田 洋 之 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
教 育 次 長	藤 田 真 君

6 出席事務局職員（3名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 林 潤 子
書 記	山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） それでは、皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き、ご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、8番議員・岩田恵一君、9番議員・松村篤郎君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い、順次発言を許可いたします。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから平成25年第2回定例会における私の一般質問を通告書に従いさせていただきます。

町長、並びに教育長にお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目には若者が住みやすい町づくりについて、町長、教育長にお尋ねをいたします。一つには、町長にお尋ねをいたします。

子どもの日に合わせて総務省が4月1日時点の人口推計を発表いたしました。それによりますと、15歳未満の子どもの数は前年度に比べ15万人少ない1,649万人で、32年

連続の減少となり総人口に占める子どもの割合は、前年度比0.1ポイント減の12.9%と過去最低の記録となっているとしています。

3歳ごとの年齢区分で見れば、12歳から14歳が355万人、9歳から11歳が340万人、3歳から5歳が317万人、0歳から2歳が316万人と年齢が下がるごとに人数が減少し、少子化社会への深刻な現状が見えてきています。

子ども子育て白書によりますと、理想とする子どもの数を諦める夫婦のうち、最も多い理由は子育てにお金がかかり過ぎるからとして、子どもを産むことを諦めることも少子化が進む要因としていますが、親の働き方に問題があるとも言われています。長時間労働と使い捨て雇用、つまり非正規雇用におかれている親たちの現状から見れば、生活の安定も子どもと向き合うゆとりがない社会をつくり出したことは、政治の大きな責任でもあります。

親の雇用の悪化で子どものいる世帯の平均所得は減少し、日本の子どもの貧困率は先進20カ国中4番目に高いと。こうしたことは大変不名誉なことでもあります。貧困の連鎖とよく聞きますが、貧しさの中で育った子どもが学ぶ機会を奪われ、大人になっても貧しさにあえぐ、今このことが現実化しております。スウェーデンやイギリス、フランスなどでは、子ども関連予算は日本の3倍以上であります。やはり、子どもが安心して育つ社会は誰もが安心できる社会と言えるのではないかと思います。

町づくりの基本は人口であります。毎月発行されております広報誌を見ますと、昨年度の同じ5月1日の人口と比べますと155人減少しており、さらに一昨年の平成23年度から比べてみますと412人の減少となっております。旧町の三町合わせた国勢調査を見ますと、昭和30年では0歳から15歳の人口は8,620人、65歳以上、つまり高齢者65歳以上が1,968人です。これが逆転したのは平成2年からで、15歳までが3,263人、65歳以上が4,078人となり、近年の平成22年の国勢調査では、15歳までが1,783人、65歳以上が5,481人となっております。このことから見ましても、多くの若者に住んでもらい、子育てをしてほしい。そのことによって人口の減少を防ぐと、食いとめるということも町づくりとして求められることでもあります。

そうした人口減少を食いとめるための対策等について、町長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

それでは、答弁していきます。

町全体の人口動態としては、年々わずかではありますが減少傾向にある中で、生産人口の核となる世代が住み続けていただける環境づくりは大変重要だと認識をまずいたしております。

す。

これまで、学童保育の対象を小学6年生まで引き上げました。また、乳幼児保育を生後10カ月からの受け入れ、あるいはファミリー・サポート・センター事業の実施のほか、すこやか祝金、すこやか子育て医療費助成などその他チャイルドシートの助成もしてるし、妊婦健診もきばってやらせてもらってるしということで、子どもを産んで育てるためのあらゆる施策を実施してきたと認識しております。

そうした中、さらに京都縦貫自動車道の全線開通を初めとする交通網の整備や畑川ダム completionによる新規水源確保など、本町における定住のための基盤がさらに整ってきている状況にあります。あわせて、企業誘致を積極的に推進することによりまして若者の定住につながる働く場の確保に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

今後も「安心」「活力」「愛」あふれると申しますか、町民の皆さんが元気に長生きできる、人生が豊かだと感じていただけるようなそうした町づくりに向けて、一体的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま町長が述べられたように、住み続ける環境づくりとして、学童保育、そして子どもの医療費無料化など子育て支援をしてきているということ、確かにそれも私たちもお母さん方と一緒に頑張って取り組んできて、それを実施していただいていることは重々承知いたしております。

しかし、今やはりこの子どもたちを育てる世代の若い方の働き方、雇用というものを生み出すことがとても大事だと思うんです。やはり、地域で雇用して、地域でお金が回る、そういった町づくりが大切、地域循環社会というんですかね、そういった高齢化、そして少子化に対応するシステムづくりというんですか、それがとても大事じゃないかと思います。

今、言いましたように大変高齢化社会であります。高齢化率も本町では35%を超えてきておりますので、高齢者の方はやはりそこら辺ぱっとあたる人は高齢者というぐらい高齢者の方が多くおられます。そういった高齢者の方が安心して住めるというサービスも大事であります。本町としてもいろんなことで取り組んでもおられますが、そういった福祉サービス、それも一つの産業ではないかと、福祉産業として産業の今、町長がおっしゃいました企業誘致をして畑川ダムが完成し、また縦貫道も開通したらそういったことによってまた雇用も生まれるということをおっしゃいましたが、やはりこの京丹波町の中でそういった雇用が生まれて、そのことによってまた町が潤うと。またそこに住んでいる人が安心して住めるというそういったシステムづくりというのも、これからの一つの福祉産業として大事なことはな

いかと思います。

どうしても、町内にも施設はありますけれどもなかなか受け入れられない、よそに行くとかそういうこともありますので。例えば、この京都府内の与謝野町、そこではどこに住んでいても安心して福祉サービスが受けられる町づくりを進めるために、「安心どこでもプラン」を町独自で立ち上げておられます。この名前「安心どこでもプラン」というネーミングは職員さんが考えて、漫画のドラえもんありますね、どこでもドアと、ここ開けたらすぐそこに何かがあるとかそういったどこでもドアと、その福祉版だということをおっしゃっておられました。

やはり今、こういった高齢者をやっぱり近くで預かってもらえるということは、家族にとっても預かってもらえたらお仕事に行けます。なかなかどうしても今介護で仕事を辞めざるを得ないという現状も多くありますので、そういったときに近くで、言うたらどここの施設があいてたと。そこをNPOとか福祉法人なんかが借りて、小規模の受け入れ施設をつくりたいといったときに、この与謝野町では上限1,500万円の補助制度を設けて支援をされております。今これが、言うたら地元の方がそこで働いて、そこで介護保険料はその地元に返ると。地元で払った介護保険料が地元に返るというような仕組みで、今雇用が生まれていると言われておりまして、福祉施設は機械で働くものではなくて人が働かなくては、人と人とのつながりなので、やはり雇用が生まれているということをおっしゃっておりました。

やっぱりそういった、この7月から山彦会も旧三ノ宮小学校を利用してそういった施設をするわけですが、もっともっと旧町単位でもあいた施設、そしてお家でもあったらまた交渉なりして、そこに支援をし、身近なところでサービスが受けられるといったことも一つの産業として考えることもできないかと思いますが、その点お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全く同じ考え方で人生を歩んでるし、町長の責を果たしているという認識であります。与謝野町についても、職員を派遣してよいところを勉強してこいという指示もしました。

山彦さんも頑張っておられるし、高原荘さんも頑張ってくれはる予定です。それら全て、ある程度私が声かけてきばってやりましょということで、その1,500万円の予算まではまだつけてませんが、そうした坂本議員が言うてはるような施設、どんどん京丹波町内で起きてますのでね。それから、与謝野町も頑張っとしてです。評価したいと思います。我が町も、どこにも負けないぐらい今おっしゃっていただいたような政策を実施していると、私自身は思っております。いろいろ教えてもらって、よりよい町にしていきたいとお答えし

ておきます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） よいところは学ぶという町長の姿勢が、私も同感でございます。

やはり、我が町に合ったそういった地域づくり、それは大事でありますのでそれぞれ京丹波町に合った施策で前に進んでいただくことを望んでおきます。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

4月から学校給食が全町で実施されることで、保護者の皆さんも大変喜んでおられます。先ほどの町長の私の質問の中で、子どもの数の減少の理由として最も多かったのが子育てにお金がかかり過ぎるというところを言わせていただきました。収入に占める教育費の割合が高いということが言えるのではないのでしょうか。義務教育は本来無償とされており、無料にすべきではないかと考えます。財源が伴うことから給食費を保育料同様に二人目から減免する、そういった考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど議員からありましたように、本年度町内全中学校の学校給食が4月からスタートをいたしました。保護者、あるいは生徒からも大変好評で、この給食が生徒の心身の発達につながるとともに、食育の推進が一層図られることを期待しております。

さて、学校給食の運営に係る経費は、学校給食法の規定では学校の設置者である町の負担は施設整備費、それから人件費、あるいは修繕費などとし、保護者の負担は食材料費、光熱水費などとなっております。しかしながら本町では保護者に食材料費相当額のみを学校給食費として負担をいただき、既に負担軽減に努めておりますことから、2人目からの減免ということにつきましては考えておりませんのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 昨年も6月議会で私同じように無料にすべきでないかと質問させていただきまして、同じように考えていないという答弁をいただきました。

今、小学校が月3,900円ですね。そして、中学校が4,100円ということですが、中学校まで拡大したということによって、1家庭で小学生、中学生、両方おられる家庭もあるかと思うんです。そのうち2人や3人、4人、大変増えればうれしいんですけども、それにとってやっぱり負担も大変大きなものになります。それは仕方がないと言われれば仕方がないんですけども、先ほども言いましたように今の親御さんの収入としては、いろんな働き方がありまして大変厳しいと思っております。

今、1家庭の小中学校の子どもさんの数というのは把握されているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在小中学生合わせまして、5月1日現在の人数ですけれども1,071名でございます。家庭数にしましたら691家庭となっております。そのうち2人以上のご家庭は312家庭でございます。つまり、お1人のご家庭が379家庭、お2人のご家庭が250家庭、3人のご家庭が56家庭、それから4人のご家庭が6家庭ということでございます。全体見ましてお2人以上おられるご家庭の割合といいましたら、全体的に45%がお2人以上おられるといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 昨日言わせていただいて、調べていただきましてありがとうございます。

今お聞きしましたように2人以上の家庭というのが全児童、生徒の中で占める割合45%とほぼ半分に近い方が2人以上ということですが、平成23年度の決算を見ましたら、滞納、過年度も合わせて200万円近いものがあったと思うんですね。これが中学拡大することによってさらに増えるんじゃないかという懸念をいたしております。

今、教育長が保護者には食材の分の費用を出していただいているということですが、小学生は1食幾らで、中学生は1食幾らなのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在議員おっしゃいますとおり小学校は1カ月3,900円、それから中学校は1カ月4,100円を徴収させていただいております。1食当たりの単価につきましては、小学校が1食当たり255円、それから中学校が1食当たり265円となっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それでは次に、保護者の負担軽減としてスクールバスのバス代がありますが、それぞれ地域にありました小学校が統廃合によりましてバスによる遠距離通学が余儀なくされました。これは、行政の施策によって生じたことであり、保護者に負担を求めるべきではないと考えますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 小学校の統合は保護者や地域など多くの関係団体や関係者のさまざまなご議論をいただきまして、将来の子どもたちの教育を考えた学校統合となったところでございます。当然のことながら、バス通学児童につきましても議論がなされておりまして、京丹波町立小学校及び中学校の遠距離通学費一部負担金に関する徴収要綱に基づきまして、保護者の経済負担の軽減を考えまして小学校児童につきましては月額５００円、中学校生徒につきましては月額１，０００円を保護者の方にご負担をいただいております、引き続きこのご負担をお願いしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○１０番（坂本美智代君） 確かに協議をされて統合がされたわけなんですけど、今おっしゃいましたように月額小学校は５００円、年額して６，０００円ですか、それで中学校は１，０００円で年額１万２，０００円となるんですかね。このことを考えましても、先ほどから私給食費なり何なり言うておりますが、この京丹波町におきまして、子どもの１人当たりに係る経費、今言いましたバス代とか給食費とか学用品に使う教材とか、入学時に買う物は別として、保護者が負担すべき金額というのは小中それぞれどのくらいになるのか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 全ての小学校、中学校の経費ということでの１人当たりですけども、いろいろ学校ごとにそれぞれ買われる副教材、教材等も違いますし、それぞれ１人についてという計算は現在いたしておりませんし、資料を持ち合わせていないというところでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○１０番（坂本美智代君） なかなか細かいことをお伺いいたしまして、急には資料も持っておられないということでわかりづらかったかと思いますが、やはり１人当たりどのぐらいの教育費が経費として保護者が負担しているのかと、教育委員会としてもつかんでおくべきことでもあると思うんですよね。今親の所得の割合に占める教育費がどのぐらいのパーセントを占めているかと、そのことによって子どもたちは今どういう状況でおるのかと、保護者の負担はどうかというところもありますので、また次回でも、大まかなことで結構ですので調べといていただけたらと思います。

次は、町長に今の関連でお伺いしたいと思います。

給食費にいたしましても、スクールバス代にいたしましても、大きな財政が伴うものであ

りますので、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。1人当たり大体平均して小中で真ん中とって4,000円という今おっしゃいました1,071人でしたか生徒数がね、ということで、大ざっぱに考えれば5,000万円以上のものが要るかと思いますけれども、大変それは町にとっては大きな財源となるわけで、その中で、これも例といたしまして、和歌山県の高野町で中学校までの給食を今無料化、この2013年の4月からされました。

町長の発案によりまして、これは少子高齢化対策の一環として子育て世代の定住促進が目的だとして実施されることになりました。これまでも高野町では、1人当たりの1食が690円、本町は先ほどおっしゃいました小学校255円、中学校265円と、この中には光熱費とか入っているかもわかりませんね、高野町の場合は。それはわからないんですけども、1人当たり1食が690円と。それで、保護者が負担するのは小学校は250円、中学校は280円、その差額は町が補助をしていましたということであります。この4月から町が全額負担するということで、家庭の負担を減らして子育てしやすい環境を整えることをアピールして、若い世代の定住化につなげたいと。やはりこの町に住んでもらう一つの目玉としたいということで、他町とは違うことをされているというふうに見せていただきましたが、やはり本町としても、若い方々がここに定住して、ここで育った方でもよそに出ていくんじゃなくして、この町におったら安心して住めるなど、雇用も生み出してそういった町にするための一つのやはり目玉としても、こういった今高野町の町長がされるように一部負担だけでも補助、一度にはなかなか難しいとは私もわかりますので、補助をするということの決断はできないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） バス代と給食の話ですか。私はかなりよい料金だなんて、給食代にしても、バス代にしても。かなり平衡感覚のきいたよい料金だという認識でおります。これ一つして、若者がほんとに定住する動機になるとすればですけども、かなり出産、子育て、先ほど申しましたとおり京丹波町充実してますのでね。多分、これバス代と給食費等についてはいろんな方が知恵を出されてこういう料金設定をされたんだと思います。ほかの施策と総合的に判断して、料金としては私は妥当だと、平衡感覚はかなりしっかりと働いていると感じました。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 先ほどから町長のおっしゃるように、京丹波町は充実しているということではありますが、やはりこういった少子化に対する対策というのは未来のある子ども

たちで、こういった未来のある子どもたちに投資するということも大きな重要なことかと思っていますので、またぜひ検討の課題の一つとしても考えていただきたいと思います。

2点目に、教育環境についてお伺いをいたします。

一つには、入学時に買いそろえる学用品等について教育長にお尋ねをいたします。

入学時には学校で一括して購入する学用品や学校指定の体操服など、一そろえすれば2万円ほどかかります。そのほかにもかばんなどもろもろの物も買いそろえなければならないと。保護者の方にとって子どもの成長はうれしい反面出費が重なることから、算数セットなど短期間しか使用しない教材などはもったいないから何とかならないかとの声を聞きます。こうした教材は、子どもたちが共有して使う備品として学校に備えつけてはどうでしょうか。そうすることで皆で使う物だから、また来年の子どもたちが来年の1年生が入ったときに使う物だからということで大切に使いましようという物の大切さを教えたり、また保護者の負担軽減にもなるのではないかと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほどちょっと話が出ました算数セットというのはこういうものでして、中にこういうような非常に細かい物が出ているものでございます。この算数セットというのは、具体物を使いまして楽しくわかりやすく算数の学習をするときに使う用具でございまして、入学からおおむね小学校2年生まで使用するというようにしております。購入につきましては、新規購入とそれから兄弟やあるいは近所のお兄さん、お姉さんが使用していた物を使用できるように、不足している物を単品で購入できるようにもしております。

議員ご提案の算数セット、学校の備品類とする件につきましては学習指導の充実という側面もありますので、学校のご意見も十分に聞きながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 私もこれちょっと預かって見せてもらってるんですけど、この算数セットが2,600円、そして学校で一括購入する学用品が5,150円、合わせて7,750円、そしてピアノなんかは一定の定学年まで使われると思うんですけども、ピアノなんかうちもう30になる息子の、まだあります。ただ、それも音も鳴ります、というか吹いたら音が鳴るわけですから。それもやはり4,700円なんですけれども、高額の物であります。附属品、吹いてするわけですから、それだけ個人持ちにして、そういった物も学校にそれぞれ備品というか置いておくということも保護者にとっては、お姉ちゃんやらそして近所の方がいただける場合は確かにいいんですけども、私なんかまだまだ今でもって

1年生に上がった子が使ってるというか、学校ではなくて家で使ってますけど、やはりそういうことも先ほどおっしゃいました検討していただく中に入れていただきたいと思います。

二つには、真夏時での授業環境の確保についてであります。今年も早くから30度を超す真夏日の日があります。これまでも各教室の温度をはかるなど調査をし、普通教室へのエアコン設置の必要性を求めてまいりましたが、研究をしたいとの答弁でありました。調査はされたのかどうかその点お伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 普通教室におけます暑さ対策につきましては、従来からサイクル扇やら、あるいは扇風機の設置と、それからそういった器具を計画的に増設することで対応するとともに、休憩時間等における適度な水分補給の指導を行っているところであります。今後同様の取り組みによりまして、児童・生徒の健康管理に努めてまいりたいと思っております。

本年度から、またそれぞれの各学校に温度計、あるいは湿度計等も全ての普通教室に設置をしながら、それぞれデータをとりながらしっかり研究をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 各教室に温度計を置いてということで、ぜひ。それぞれの教室の向きにもありますし、教室の場所にもよって温度が全然違ってくるかと思うんですね。

共産党議員団が平成23年度に各小中学校の高温対策調査として、多分朝子教育長にも提出させていただいたと思うんですけれども、その中にはその時点では温度は何も計っていないというのがほとんどでございました。それと、各教室に扇風機を2台配置している。これは、瑞穂の小中、和知の小中は扇風機各教室に2台ということでありましたが、須知というか丹波町においては、旧丹波町ですね、下山小学校では扇風機は2台で、3階の教室に置いてあると。ほかは1台であると。3階は大変暑くなる、40度になることもあると。竹野小学校は扇風機2台、これも3階の教室でほかは1台。2階は風が通らず大変暑くなると。蒲生野中学校においては扇風機が1台、今は2台にされたかと思うんですけれども、特に2階は一日中照りこんで暑いと。それで、ひかり小学校においては扇風機に2台置いていますが、一教室に30人からやっぱり生徒数が多くなればなるほど暑いと。今度は瑞穂小学校も多分そうだと思うんですね、30人近い子どもたちもおるわけでありましたが。

学校の建てた向きなり、教室の場所によって温度も違ってきますので、先ほど教育長がおっしゃったように、ぜひ温度をまめに計っていただいて、その教室、教室にあった授業の環

境を、ほんまに暑くなるのであればクーラーも必要であると思いますので、その点の検討をぜひしていただきたいと思います。

三つには、通学路の安全確保について。昨年現地調査をし、一定の事業計画が出されました。報告では危険と思われる箇所が77カ所で、改善計画ありは29カ所、検討・未定は13カ所、計画なしは35カ所でありましたが、今後の改善計画の見通しはどうか。提示していただきました実施状況の一覧表を見ますと、平成25年の3月までとなっている箇所もあります。実施はされているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 平成25年5月の末現在の対策状況につきましては、実施済みが41カ所、それから未実施が23カ所、それから実施困難が9カ所、それから実施不要が4カ所となっております。その中で未実施となっております箇所のうち10カ所と、それから実施困難となっております9カ所のうち1カ所につきましては現在着手中となっております、順次完成する運びとなっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） わかりました。見せていただいているこの提示していただいた中で、よくバス停の移動によってと、それは企画政策課とも相談しなければならないということでありましたが、それが何点かありました。その点は検討されているのかどうかお伺いします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それぞれ各管理していただいております、国道、あるいは府道なり、あるいは町道なり、それぞれの担当で確認しながら、できる所を早急にやっていただいておりますし、また順次進めていただいております。ただし、どうしても用地買収であるとか、非常に道幅を広げるとかというような困難な場所については、無理なところもございますけれども、できる所につきましてはそれぞれ各関係者が頑張って早急にできるように進めてもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） それではちょっとこの通学路に対して、町長にお尋ねしたいと思います。

瑞穂小学校の保護者の方から国道9号線の橋爪上中島付近の歩道が狭く、早急に改善して

ほしいという声もお聞きしております。これは調べた時点でも瑞穂小学校のほうからも出たと思うんですけども、現在はポストコーンが設置をされておりますが、安心できるものでないことから国交省への要求を強めるべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 強めるべきだと思います。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 具体的にはどのように運動をしていただけるのか、交渉していただけるのか。見て、町長もずっと通勤されている中でわかると思うんですけど、歩道との段差がほんまに10センチもないんですよ。これ、ポストコーンはして注意は促しておりますが、これがもし物すごいトラックなんかだったら大きなトラック、幅いっぱいになりますし、高校生がちょうど反対側から須知高に向かって自転車で来るらしいんです。そしたら、高校生の子のほうで車道に出てわたるといようなこともあります。やはり、その段差もすごくちょっとしたことで、すぐ車でしたらとんと上がりますのでね、歩道に。やはり、その点もぜひ言っていただきまして、早急に対策を考えていただくように要望したいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そのように理解してると思いますよ。広げるとか、高くするとか、はい。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ちょっと時間がないので、3点目に移ります。

3点目は、原発再稼働について町長の見解をお伺いします。

自民党は夏の参院選での公約原案の中で、安全性が確認された原発は国が責任をもって再稼働すると明記をされております。また、安倍首相は福島第一原発事故の収束も見えない、除染も進まない、今でも汚染水が漏れるなどトラブル続きの中、日本は事故後安全性を高めているなどとして他国に原発を輸出しようとする事は、いまだ避難生活を強いられている人たちへの思いを無視するものであり、今でも官邸前では多くの人たちによる原発反対の抗議行動が行われております。このことから見ましても、原発を輸出するなどということは原発政策への反省が感じられない行為であると考えます。

これまでも何回か町長の原発への認識や見解を伺ってきましたが、本町は大飯原発から50キロ圏内に入ります。本町住民の命を守ることが町長の大きな使命でもあることから、改めて今回の原発の輸出のことも含めまして町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、原発の輸出もそうだし、原子力に頼らない電力供給が望ましいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今、町長は輸出も望まないし、もちろん原子力に頼りたくないという、答弁いただきました。昨年の9月議会では、私質問の中で脱原発依存の方向性には賛同するが、再稼働阻止の取り組みの考えはないと。また、12月議会での私の質問の中でも絶対安全とは思わないと、国のいう安全の基準というのは安全とは思わないと、原発ゼロにすべきであると、こういったふうに答弁をされたかと記憶しております。

このことを思いましても、やはり何か二つ矛盾しているように、一つはゼロにすべきだと、一つは阻止の取り組みは考えてないと。もう一つ私にはとんと胸に落ちるものがないんですけれども、やはりこういった今でも津波で物を壊したことには再現はできるけれども、今大きな問題となっているのはやっぱり原発であります。今そういったいろんな障害、なかなか就職もできておりません。避難生活を強いられている方たくさんおられます。

そういったことを考えますと、やはり再生、まず原発はやめましょうと、町長としてやはり言う考えはないのかどうかその点をお伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 全般的な話として、自民党政権に投票したからといって全部の政策を支持しているものではないという意味を、せやから矛盾しているところもあるということは認めます。

以上です。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ほかの政策で矛盾するのもそれはいたし方がない部分もありますが、やはりこうした大きな住民の命を預かる、もし大飯であった場合にはほんまにどこに行くのかということになりますので、その点をまたお伺いしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、平成25年第2回京丹波町議会における私の一般質問を行います。

まず最初に、通告書の質問内容について誤りがありましたので訂正をお願いいたします。
国保事業についての中で、（４）の人間ドックの利用助成が１割から２割になったという部分について、これは人間ドックの負担が１割から２割になったと訂正をお願いいたします。

それで、最初に憲法についてお伺いをいたします。

初めに、今年は太平洋戦争が終わって６８年になります。中国への侵略戦争で始まった戦争で、アジアでは２，０００万人、日本では３１０万人の人々が亡くなりました。この悲惨な戦争を反省して、二度と再び戦争はしないことを誓って日本国憲法ができました。日本国憲法の平和主義は世界に誇る条文であります。憲法は国の基本的なあり方を定める最高法規であり、私たち一人一人が個人として尊重され、豊かにそして輝かしく生きることを国は保証しなければならないと定めております。憲法は私たち国民が決めた大事な決まりであります。ですから、国家権力の乱用を防止するため国家権力に縛りをかけております。

ところが今安倍内閣は、憲法を変えることをもくろんでいます。とりわけ、戦争をしないことを国の方針とした憲法９条を変えることを主張しています。憲法を変えやすくするために憲法改正手続を決めた９６条から変えようとしております。自民党は９条を変えて、国防軍をつくり、日本をアメリカとともに海外で戦争ができる国にしようとしています。しかし、一旦戦争が起きてしまえばそれをとめることは容易ではありません。自民党などは北朝鮮や中国との関係を考えても、憲法を変えることが必要といいます。しかし、大事なのはもめごとがあっても、紛争を戦争にしないことが大切ではないでしょうか。紛争の対話による解決のよりどころは、憲法９条であります。憲法９条を守り、生かすことこそ求められていると考えます。

また、憲法９６条は憲法改正手続について定めておりますが、改正するには衆参両議員の総議員の３分の２以上の賛成で、これを国会が発議し、国民に提案をしてその承認を得なければならない。この承認は特別な国民投票または国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とすると定め、時の権力者の都合のよいように憲法を変えることが難しいようにされております。そのことは世界の主要国でも当たり前の原則となつているところです。９６条は憲法が憲法であるため、大切な条文であります。発議の後に、国民投票があるから大丈夫という人もありますが、国民投票を有効とする最低投票率の規定がありません。仮に投票率が２割だったとすれば、国民の１割強の賛成でも憲法改正が承認されてしまうことになります。今求められているのは憲法を変えるのではなく、憲法を生かし、９条を生かし、広げることが大切だと考えますが、町長の見解をまずお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長としては、安倍晋三総理大臣という人はこういう考えの人なんだなということを、みんなわかつてと思います、はっきり言われるので。そして、東議員が言われた趣旨も、みんな今聞かれたと思うんですね。そういうこと以外、お答えする気持ちはありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 町長は、安倍首相には安倍首相の考えがあるということでありましてけれども、憲法はそういう国会で多数を占めて、いろいろと法律などを変えるわけでありましてけれども、こういう最高法規である憲法はそういった国会とか、あるいはまたそういう権力を使って簡単に変えることができないようにしております。しかしながら、今の選挙制度を見ますと、小選挙区制度の欠陥などもありまして、必ずしも議席と投票数が合っていない、小数の得票で3分の2も占めるようなそういう実態も先の衆議院選挙では起きているわけがあります。

今、憲法などを変えてほしくないというのが国民の半数以上あるわけでありましてけれども、国会では3分の2、もっとあるかもわかりませんがそういう憲法を変えてもいいのではないかというふうなそういう考えもあるということで、本当に危険な状況であります。

地方自治体は、そういう国の、国民の、住民の暮らしや健康を守るという大切なことでもありますので、やはりそういう立場に立って平和憲法を大切にするんだということが、町長としては言うべきではないかと思いますが、もう一回お願いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 何度でも申しますが、とにかく国民たるものは自分で考えて、自分で行動するということです。そうした点でいうと、安倍晋三という今総理大臣をしていらっしゃる方は、自分の考えをはっきり披瀝していらっしゃるということで、そのことも踏まえて自分の考え、あるいは行動をされたらよいんじゃないかというふうに、何回聞かれても答弁するのではないかと思います。

今、安倍さんの場合は総理大臣をされているので名指ししてはありますが、その他憲法、いろいろ発言されているので、憲法論議をいろいろ話をするということになったらいろんな人の意見を出して、話考えたり行動するというふうに思っているということです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 7 番（東まさ子君） そしたら、わかりました。おっしゃることはわかりますけれども、自分の考えは安倍首相は安倍首相として考えがあるということでありますので、町長の考えはどのようにお持ちなのかお聞きをしておきたいと思いますが。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 寺尾町長としては、町民の皆さんに憲法についてはよく考えてもらって、よく行動するということは投票のときに投票行動をしてもらうということに尽きます。以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 7 番（東まさ子君） 私、ある読み物で読んだんですけれども、兵庫県の福崎町の町長は、職員の皆さんに憲法のそういう資料をわたして、憲法が大事であるということで私はもう一度憲法の勉強をやり直して、そして皆さんに平和憲法の大切さを訴えることができるように勉強すると言っておられます、そのことを一つ紹介をしておきたいと思いますが。

それから次に、5月13日、日本維新の会代表の橋下大阪市長が慰安婦制度は必要だったと語り、さらに米軍海兵隊司令官に風俗業を活用してほしいと求めたことを明らかにしました。旧日本軍慰安婦問題について、橋下市長はかつて慰安婦が強制されたことはなかったと述べ、大きな批判を浴びました。今回はその必要性まで述べるという許しがたい暴言であります。また、海兵隊司令官への発言は、沖縄を初めとした米兵等による女性や子どもへの事件が相次いでいる原因をねじ曲げ、基地被害に苦しむ全ての皆さんを冒瀆するものであります。これらの一連の発言は人間の尊厳をおとしめるもので、許すことができません。政治家としての資質、そして資格もないと私は考えますが、町長の見解をお伺いいたします

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） このことに関しても、寺尾町長としては橋下徹大阪市長という人はこういうことを言う人だなという見解以外持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○ 7 番（東まさ子君） それでは、2番目に国民健康保険事業についてお伺いをいたします。

厚生労働省が5月10日、市町村が運営する国保の運営を都道府県に移し、保険料を各都道府県内の平均額に設定、一本化した場合の試算を公表しました。京都府の1人当たりの年間国保料は7万8,049円と試算がされております。国保は自営業者や非正規雇用、無職の人が加入する保険で、市町村が運営しております。加入者は全国で3,500万人、国保の収支は年3,000億円の赤字ということであります。また、20%近くが滞納者になっ

ている状況と言われております。都道府県単位に再編はしても、国の負担が増えない限り町にとっても加入者にとってもよくなるとは考えられませんが、本町への影響など町長はどう考えているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 市町村国保、所得水準の低い方や医療の受診機会の多い高齢者層の方の加入割合が高いです。このことから、財政基盤が脆弱になりやすいという構造的な課題を抱えております。

本町におきましては、従来から市町村国保の脆弱な財政構造を改善するための手だてとして、財政運営の広域化が必要であると考えており、その一つの方法として都道府県単位化による再編統合が望ましいと要望をしているところであります。

また、あわせまして被保険者の皆さんが安心して医療を受けていただけるように国や府に対しまして財政支援策の拡充を求めていますので、今後におきましても積極的に要望してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今京都府は7万8,049円でありましたけれども、平均が。京丹波町では、1人当たりどのぐらいの金額になっているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 先般厚労省が公表しました試算値のもととなっておりますのは、平成22年度の各市町村におけます保険料の調定額がベースになっていると思っております。その平成22年度の事業年報で京丹波町が示した数値といたしましては、医療分と後期支援分合わせまして7万5,399円でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） そうすれば、平成22年時点では京都府の平均よりも低いということでもあります。都道府県に単位化されますと保険料が完全に統一されますので、低いところは保険税が上がりますし、高いところは下がるというような状況で、先ほどの京都新聞でも報道がされておりまして、伊根町なんかは3万円以上上がるというふうなことも言われていたところであります。

決して、町長が言われるように都道府県単位化したことによって京丹波町の国保の財政がよくなるとは思われないと思っております。それと同時に都道府県のそういう広域化することによって、今の後期高齢者医療制度のように我々の声がもう議会へ届かなくなってしまう

ますし、今まで本当に自治体が身近なところで運営してき国保事業が、本当に我々の手で守ること、健康を守ることができない、声が届かなくなるということが心配される、このように思っております。そのことについて、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確かに、伊根町のこと投書記事もありました。あるいは、吉本秀樹町長からもある話を聞きました。短期的に見るとそうした上がるところも、私とこみたいに保険税が上がるというところもあるし、下がるというところもあるんだと思います。これ、長期で見えていかないとという判断で、府県単位化が望ましいという要望をしているところです。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） それでは、本町の国保加入者の実態でありますけれども、所得200万円以下が今までもいっておりますように83%を占めているということで、所得に占める国保税の割合は18%、保険税軽減世帯は46.3%、滞納世帯は200万円以下が62.9%を占めているということで、加入者にとって本当に払えないほど高い保険税になっていることを示している数字であります。

3月議会では、保険税の未収分などについて一般会計からの繰入れのルールを図るべきとの質問もされておりましたけれども、こうした点についてどのように検討されているのか、また一般会計から基準外繰入をしている府内各市町村の状況はどうかについてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、国保会計への一般会計からの繰入れにつきましては、安定的な国保の事業運営を図るために、平成25年度におきましては国から示された繰入基準に基づき行うこととしております。なお、基準外繰入を行っている府内各市町村の状況については、公表されている平成23年度国保事業概要の速報版によりますと、全部で19市町村となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今の19市町村ということでありましたが、金額的にはどのぐらい繰入れがされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 19市町村総額で41億4,900万円余りでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今41億4,900万円ということでありましたけれども、これが広域化となりますと、こういう基準外の繰入は恐らくされないそういう国の指導になってくると思っており、本当にこういう金額が我々加入者にかかってくるとなると、本当に今まで以上に大変な状況になると思っております。

平成27年度からは、財政的には京都府の一本化になるというふうな、全ての医療費が一本化というか、計算されるということも言われておりますけれども、国保の運営をするところまで都道府県、府がするとなると、医療費と保険税の関係を調整したりとかいうことで、本当に安心して医療にもかかれないうし、保険税も高くなるということが国の今示している方針から見ても読み取れるというふうになっており、私はこの国保の広域化について、もっともっと研究をされるべきだということをお伝えしておきます。

次に、医療費の一部負担金の減免についてお伺いをいたします。仕事や収入などで厳しい状況が今なお続いております。生活に困窮する家庭も増加しており、病院の窓口で支払う一部負担金の支払いが困難となり、医療機関において未収金の増加も増えている状況であるのではないかと考えております。国民健康保険法第44条1項では、病院の窓口で支払う一部負担金の減免が規定されております。本町の国民健康保険条例施行規則第24条にも減免規定はありますがけれども、減免基準が示されておられません。基準や減免割合を定めた要綱はできているのか、また実績はどうなのか。さらに制度の周知徹底はどうされているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部負担金の減免制度についてですが、京丹波町国民健康保険条例施行規則第24条に認定要件等を規定しております。現在のところ、適用事例等はない状況にあります。被保険者の負担の公平性を踏まえた上で、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、国民健康保険条例施行規則第24条で要件を示しているということですので、その要件はどのようなものなのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 施行規則第24条に示しておりますのは、震災、風水害、火災その他災害により死亡、また、精神または身体に著しい障害を受け、資産に重大な損害を

受けたとき、また干ばつなど、そのような事例で4号まで定めているところでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） それは、今までからずっとあるわけでありまして、国のほうも平成22年でしたか一部負担金の減免を市町村へ行うように通達していると思いますが、もっと所得が生活保護基準の何%であれば半分にするとか、そういうものを今まででしたら京都府に準じていろいろと検討されているので、府に準じて、国に準じてということでありましたが、もっとそういうほんとに活用できるようなそういうものを整えて、それに合わせて減免が適用できる人であれば適用することが、病院の経営にとってもいいし、本人の方にとっても安心して医療にかかることができるのでありますので、国がそういうふうに指導しているのでありますのに、なぜそういうもっと要綱をつくられないんですか。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 個別にご相談を頂戴、現在のところしておりませんが、今後また広域化等支援方針に基づく検討状況に基づきまして、本町におきましても十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） この要綱でありましたり、保険税の減免についてもそれぞれ独自に要綱を定めてもっておられるところありますね、南丹市でもつくっておられますし。もっとそういう本当にこれだったら私が該当するとなるものを示して、そしてもっともっと周知徹底をしていくべきではないですか。なぜそういうふうにこういう制度があるのに活用されないのか、もう一回そこのところをお願いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 昨年度、広域化の協議会のほうでひな形的なものを取りまとめたいただきましたので、今後本町においてそれを具体化できるかどうかの検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） できるかどうかということより、京都府で調整されているのであれば、そういうふうに即座にやっていただきたいと思いますし、周知徹底してみんなにそういう制度を広めていただきたいと思います、このように思います。

次に、平成25年度の住民健診について、住民が受けやすい体制ということで出されておりました文書も読ませていただきました。血液検査も充実されるということで、私たちの住民のほうも年1回の健診を大切にしたいと思っております。高齢化が進む本町では、健診の

項目を充実し、受けやすくして予防に努めることともに、健診を受ける人を増やすことが必要だと思っております。3月議会では、残念ながら人間ドックの負担が1割から2割へと上がりました。これは受診者にとっては大きな負担であり、受診を推進していこうとされる町としては、逆行しているやり方ではないかと思います。

ところで、節目節目、30歳、40歳、50歳、60歳の節目における無料受診制度は設けていかれるつもりはないのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 人間ドックが疾病の早期発見等に有効であり、その重要性は十分認識しているところであります。本町におきましては、従来から集合健診を無料で実施しております。特定の年齢に限らず、住民の皆さんに健診を受けていただく機会の確保に努めてまいりますので、現時点で節目年齢における無料受診制度の導入については考えていないということです。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 普通の集合健診の場合はやっておられますね、健診を。同じように、人間ドックのほうも負担を軽くして、そういうことをやっていくことは受診率というか、健診の率を高めることにつながっていくと思っておりますので、検討をしていただきたいなと思っております。

それと同時に、今回クレアチニン検査の導入がされようとしておりますけれども、眼底検査でありますとか、心電図などのそういう検査の充実なども考えていくということにはならないのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういうことも検討していったらいいですけど、先ほど出ておった町の話でちょっとほとぼりが冷めたので言うんですが、脳ドックをして、そして早く発見されて、普通やったら1,000万円近くかかるような手術費がなくて、国民健康保険財政が非常にプラスになったという話をある町長から聞きました。そのようにして、東議員がおっしゃっているように、私は基本的な健診を1年に1回受けてもらって、そしてそこで何かあれば人間ドックとかいうふうに行ってもらえるしという思いで、この1割から2割ということを実際承認しました。そのことで仮に国保が一層厳しくなるということであれば、人間ドックから最初入ってもらうのも一つの方策だと思います。今、おっしゃった眼底検査についても、何ぼでも見てもらえますので、仮に今の住民健診と言われる健診で何かあれば見てもらえるということで、私は現状の一つの総合健診とかいってることよいという認識であります。

す。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 次に、生活保護制度について伺います。生活保護費が8月から引き下げられようとしております。今回の保護基準の大幅な引き下げは、食費や光熱費などの生活必需品の物価が上がっている中でほとんどの保護世帯で受給額が減額となります。また、保護基準の引き下げで生活保護を基準とした福祉制度や就学援助制度、住民税非課税限度額を参照にしている制度への影響が懸念されておりますけれども、3月議会の答弁では、制度の結果についてコメントはしない、他の制度の影響については国で対応が検討されているという答弁でありました。

今回の保護基準の引き下げで、特に子育て世代が大きな影響を受け、生活保護が受けられなくなる世帯も出てくる危険もあります。また、基準が下がることで親の収入が変わらなくても就学援助が受けられなくなる子どもが増えることにもつながります。就学援助制度に生じる影響については、各自治体で判断するという方法が出されておりますけれども、利用できなくなったり負担が増えたりしないようにすべきと考えますが、どのように検討をされているのか伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 相談窓口体制につきましては、町民の方に寄り添い、十分に話をお聞きする中で福祉事務所の役割を担う南丹保健所につなげており、今後も保健所と連携を強化しつつ社会福祉協議会や民生児童委員さんの協力を得て、情報を収集あるいは相談、生活支援等の対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） それから、議員さんの後半のほうに質問がございました就学援助制度につきましては、生活保護基準の見直しに伴う影響が及ばないよう国の方向が示されておりますので、今後それが出ましたら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 生活相談体制ということにつきましては、町長、先に答弁いただきましたので、親切、丁寧なそういう対応をしていただくようお願いしたいと思います。

また、それから、役場の庁舎の入り口のところに不況対策のときの相談窓口みたいな、ステッカーみたいなのが今もあると思うんですけれども、やはりそういうことではなしに、相

談に行って本当によかったと思って帰ってもらえるように、さらに充実をしていただくように、ぜひとも制度の解約なども受けにくくなるような方向も、今国会で検討されておりますので、ぜひとも答弁をしないとかなんかことではなしに、住民の立場に立って行っていただきたいということを申し添えておきます。

次に、就学援助制度を利用しやすくするための改善点について伺います。

文部科学省が、子どもの学習調査を2年に一度行っており、2010年度の調査では学校教育費と学校給食費の1人当たりの年間平均の支出額は、公立小学校で9万7,000円、中学校で16万7,000円というデータがあります。子育て世代は、年少扶養控除も廃止される中で経済的な負担は増えております。経済的に苦しい事情が起きたときに、学用品費など支給して、子どもたちの学びを保証するのが就学援助制度であります。

本町は、就学援助制度の認定基準の目安を生活保護基準額の130%以下とされており、所得でも示していただいているところであります。しかし、所得金額と収入金額との違いがわかりにくいのではないのでしょうか。制度に書かれている所得と自分の家の収入を比べて、本当は受けられる所得になるのに該当しないと諦めている人もあるのではないのでしょうか。申請漏れが起きないように、所得ではなしに年間給与収入額を載せて利用しやすい、わかりやすいそういう制度案内文書とすることについてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 就学制度につきましての説明等案内につきましては、毎年各小中学校を通じまして所得基準、それから援助内容などを記載した説明資料を保護者の方に配布いたしまして周知を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） それは見せていただいたんですが、所得金額で示されておりまして、収入となかなか確定申告なんかは実際自分でやっている方は自分の所得が何ぼやということはおわかりすけれども、働いているサラリーマンの方などはなかなかそういうのに結びつかないこともあるのではないかなと思うんですが、例えばその収入金額をつけ加えとか、所得というのは収入とは違うんですよとかそういう説明を書くとか、そういうことはしていくことにならないのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 現在の説明資料をもう一度しっかり見させていただきまして、今議員のおっしゃいましたことがしっかり徹底できるように少し研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） あわせて、案内文と申請用紙と一緒に渡すということ、校長先生に申請用紙をもらいに行くのではなしに、一緒に渡してはどうかと思いますがいかがですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） そのことと合わせて、少し考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） その1回目の支払い時期というのはどのようなになっているんでしょうか。

○議長（野口久之君） もしわからないのならば、また後ほど。

藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） 申しわけありません。後ほど。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 次に、施設の管理について伺います。J A京都の旧竹野支所の施設、その横に蔵と倉庫が建っておりますけれども、この土地は前を通っている府道がS字カーブになっており、その道路整備用地として平成16年に土地開発公社が町にかわって先行取得を行い、事業化が決まらないままに平成21年に町が買い戻しを行いました。府道の改修については、篠山市に向けた峠部分が優先されており、この場所についてはめどがついていない状況であります。

しかしながら、建物、特に倉庫、蔵については屋根に穴があいておりますし、壁がはがれたり等老朽化が目立ち、このまま放置しておく大変危険でもあります。防災の面からも早期に撤去する必要があると考えますけれども、どのように検討されているのかお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧J A竹野支所の倉庫につきましては、安全管理上必要な部分につきましては、随時修繕等の対応を行ってきたところであります。しかしながら、建物の老朽化も進んでおりますので、今後できるだけ早期のうちに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） もう屋根、穴があいておりますので、蔵の部分は。ぜひとも早期の検

討をお願いします。

次に、須知幼稚園についてお伺いをいたします。須知幼稚園は、健康な心と体を育み、豊かな心や意欲を持ったたくましい子どもを育てるという目標のもとに、今62名が通っております。園舎は昭和53年に竣工ということで、大変老朽化が目立ちます。修繕もされながら保育に取り組んでいただいていたかと思っております。

そんな中で、特に遊戯室の屋根の老朽化、また側面の汚れ、園舎のほうも側面がほんともう剥げたようになって大変通行するたびに気になっております。園児たちがほんとに安全で、安心して楽しく園活動ができるように早急に改善すべきではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えですかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 須知幼稚園施設につきましては、平成25年度におきましても雨漏り等の修繕を実施するために予算を計上しております。今後につきましても、園児が安全に過ごすことができますように計画的に環境を確保するための必要な修繕はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 中のそういう雨漏り、修繕はそれは当然やっていただかなければならないと思っておりますし、ですが、教育長もあそこを通られたら感じられると思うんですが、ほんとに園児が通っていくような外観ではないのではないかと思います。特に遊戯室の屋根なんかは、剥けているのかどういふふうになっているのかわかりませんが、あれ以上ひどくならないようにやはり早目の修繕が必要なのではないかと思っておりますし、また側面も赤さびみたいになって大変、そういう子どもたちが通っている施設としては似つかわしくない外観になっております。

そういう点で、ほんとに子どもたちのために修繕をしていくということが大切だと思っております。教育委員会も、教育委員さんの会議というのもされておりますが、そういう施設なんかは見て回るとかそんなんはされていないんですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 幼稚園でもいろいろ施設設備につきましては、当然安全ということが第一でございますけれども、そういった老朽化したものにつきましてはの修理とかいうのは計画的に行っていきたいと思っております。

また、教育委員さんにつきましては、毎年必ずどの小中学校も1回は訪問していただいて、

そういった学習の状況とかあるいは施設設備についてもしっかり見ていただいていると思っています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 教育長は幼稚園、見に行っていましたか、今回質問するのに。大変ほんとに見るたびに心が痛むようなそういう状況になってます。ぜひとも、本当に温かみのあるそういう町政を目指している京丹波町ですので、最優先で見ていただいて検討をしていただきたいと思いますのですがどうですか。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 私も幼稚園につきましては、たびたび行かせていただいておりますし、しっかり見させていただいております。それぞれ各校舎につきましても、修理、修繕場所、優先順位がございますので、しっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

なお、先ほどの就学援助費の支給につきましては、各学期末ごとにさせていただいておるという状況です。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 以上で終わります。

○議長（野口久之君） これで、東まさ子君の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山田 均君の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいまから、平成25年第2回京丹波町定例会における日本共産党の山田均の一般質問を行います。

今、国政では7月に行われる参議院選挙に争点を合わせた活発な動きがあります。今回の参議院選挙は一つには国の形を変えてしまうTPP参加の問題、二つには原発事故の原因も解明も進んでいないのに、もう2年もたつのにふるさとに帰る見込みも立たないこういう状況の中に原発再稼働の推進をしようとする問題、三つ目には憲法9条改正のために発議の要

件を2分の1に変えるために96条の改正を提案する問題、四つ目には消費税を平成26年に8%、そして1年後には10%に増税することが行われようとしております。そして、財政健全化のもとに社会保障の大改革などの推進が進められ、道州制に進んでいけばどれをとっても日本のあり方を大きく変えることはもちろん暮らしに直結することは本当に明らかであります。農村や中山間地域ではこれまで以上に住みにくくなっていきます。こんな政治を選ぶのが大きな争点になると思います。

今、安倍内閣のもとで一層明らかになってきたのは、国民の暮らしや命を守ることよりも、アメリカ、財界の言いなりの政治を一層進めようとしていることです。今度の参議院選挙では、財界言いなり、アメリカ言いなりの政治にきっぱり国民の審判をレッドカードで突きつけようではありませんか。行き先不安な国の政治の中で、町民の防波堤となる町政が今求められています。こうした立場から、次の5点について町長にお尋ねをいたします。

第1点目は、住みやすい町づくりの取り組みについてであります。住みよい町づくりの取り組みは人口を増やすための具体的な取り組みを進めていくことが大事だと思います。毎月発行されております広報京丹波、掲載をされております人口動態、毎月人口が減っていますし、昨年5月と本年5月の増減は255人も減っています。合併した平成17年11月1日の、合併は10日ではありますが、1日の人口からは1,856人も減っているのです。平均すると毎年250人ずつ減っていることになります。

人口を増やすためには企業誘致が起死回生の手段のように言われますが、住みやすい町づくりを進めることが近々の課題であると思います。若い人はもちろん、転入の人、Iターン、Jターンの人から京丹波町は水道、下水道などの公共料金が高くて住みにくい、こういう声を聞きます。請求書を見て、2カ月分と思ったと言われるほど高いのです。使用料の引き下げに取り組む必要もありますが、下水道の加入分担金は100万円とべらぼうに高いわけです。この加入分担金の見直しをすべきだと思います。見直しの時期にも来ていると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 下水道事業分担金ですが、分担金徴収条例に基づきまして総事業費の20%、105万円を上限としております。新規加入分担金についても同額を納めていただくこととなっております。今年度で集合処理区域の整備が完了する予定であります。これを機に、下水道加入分担金の見直しをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○ 6 番（山田 均君） 見直しに前向きにということでございます。これまで、見直しについては不公平感があるとかいうこともあったわけでございますけども、合併浄化槽について町が設置をすれば、5人槽では32万円、7人槽では35万円、こういう分担金でできるわけでありますから、今もありました農業集落排水とか、特定環境の公共下水の地域は105万円ということになるわけですが、やはり大きな差を見直していくということは当然だと思うんですが、具体的にはいつごろから、そしてまたどの程度のことを金額としては考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 額とか時期については、今決めておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○ 6 番（山田 均君） できるだけ早い時期の見直しを求めていると思います。

次に、定住促進のために空き家バンクの制度を実施しておるわけでございますけども、見直しをして、借りる方も貸す方もメリットがあるという利用しやすいものに充実改善すべきというように思うわけですが、この問題については平成23年9月議会でも対策を求めたわけでございますが、現行制度で運用していくという答弁でしたが、その後の動きや考え方、変わりがないのかどうか、あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 空き家バンク制度ですが、定住や新規就農などを希望される方を支援するために制度化したものです。借りる側は登録物件の中から住宅確保を考えることができますし、貸す側は町を通じて情報発信することでそれぞれ空き家の活用方法を見出すことができるというメリットがあります。

通常の不動産取引だと、貸し主との面談はもとより住居がある地域の役員さんと面談するとかいうことがないわけですが、この町がしてます空き家バンクはまず貸し主、そして借り主、地域の方、それぞれ事前に互いに理解し合うということがありまして、入居後のトラブルを防ぐということでは、現行制度より制度だと思っておりますので広報、周知を図って、課題としては登録物件をさらに確保するということになります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○ 6 番（山田 均君） 今答弁がありましたように、課題となっておる登録の物件を増やすと、これが本当に大事だということに思うんですね。現在の登録の件数というのは、ネットでも出てるわけでございますけども、非常に少ないと思うんですね。空き家はたくさんあるわけ

ですけども、なかなか登録してもらえないと。どこにその登録をしない原因があるのかどうか、その辺は分析、どう見ておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 原因でございますが、一概にはいうことはできませんけども、まず一つは都市圏からの地理的な距離というのが一つあるのではないかなと思っております。完全空き家というより、一旦都市部へ出てこちらの住宅は仏壇があり、お墓がありということで仏さんの守りもされているということやら、また週末には農地の管理に戻られたり、また区の集落とのつき合いをされたりということで、完全空き家が極めて少ないのではないかなと、そういったことが登録件数が少ない理由となってるんじゃないかなと思います。

一方、そういった中で完全に空き家でないという住宅があるということは、またこのふるさとのつながりも途絶えてないということで、そういった方にこちらに帰っていただくという、そういった手だてを講じるということも一方では大切なのではないかと考えております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 最近の傾向を聞いておりますと、家族の方が親が亡くなったと、今ありましたように、家置いておいてまた帰ってくるということでなしに、即決その家を処分するところこういう方も増えてきておると。というのは、今ありましたようにIターン、Uターンで帰ってきても、非常に合併して、足の便を含めて便利が悪くなったということで、いわゆる住む魅力というのが医療やそういう分野から非常に帰ってこないと、処分すると、そういう動きも非常に出てきておりますので、やはりそういう場合に町に預けて、そして今ありましたように定住希望者に売っていくとか、貸すとか、そういう方向を本当にするためには、やっぱりそういう決断をしていくためのメリットを町として考えていくべきでないかと。平成23年のときも申し上げましたが、綾部市では空き家を借りた上で、そういう改修に対して助成金を出してそして5年を限度としてまた返すとか、そういうような一定制度をつくっておるわけでございますけども、本町としても一定そういうような促進のための取り組み、考え方というのはお持ちでないのかどうか、考えていないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） あらゆる一つの活用方策を否定せずに検討してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 定住促進のために、下水道の今加入分担金の見直しをするということでございましたけども、新規就農で住みたいとか京丹波に住みたいという若い方のためにも、

水道とか下水道の加入分担金の軽減、そういう助成制度をつくるとかいうようなそういうお考えはないのかどうか、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 加入分担金等定住促進のための減免軽減はないわけですが、定住促進につきまして条例改定ないわけですが、今後の動向を見ながらそうしたことも町全体の施策の一つとして方向が定まったら提案してまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ぜひそういう方向で検討していただきたいということも申し上げておきたいと思います。

二つ目に、ハイウェイテラス・京たんばの建設にかかわってお尋ねをしておきたいと思います。

今6月議会にも提案はされておるわけでございますし、また昨日の一般質問でもありましたが、私は入札にかかわってお尋ねをしていきたいと思います。

今回の入札はPFI法によるDBO方式ということで行われております。建設、設計、管理運営まで一括をして入札する方法とあわせて総合評価方式で入札金額よりも管理運営について重点がおかれ、入札決定を決める8割を管理運営にウェイトをおいたこういう入札になっておるわけでございます。

今回の施設は地域振興拠点施設と縦貫道の完成によって通過の町にならないためとして建設が進められてきました。この施設ができれば、ほんとに通過の町にならない、町外の多くの方が京丹波町に魅力を感じて立ち寄ると、人と人との交流ができて地域が活性化していくとこういうことになるのかと。幾ら地域振興拠点施設に立ち寄っても、京丹波町の町の中に入って地域に立ち寄ってもらおうと、地域の振興にも来なければつながらない考えるわけでございます。

これは周辺整備も含めて、この施設は18億2,500万円と投入する合併後最大規模のこういう事業であります。この施設の落札業者として、サンダイコーグループで管理を行う会社はROOF GATE、この代表も寺尾純氏ということで、町長の親族であります。

町長は昨年9月議会の私の質問に対して、このハイウェイテラス・京たんば整備事業の事前登録業者にサンダイコー株式会社が代表企業として登録されていることに対して、一生懸命よい方向に向けるために手を挙げてくれたことを喜んでいると答弁をされました。改めて、落札結果を受けて町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほかが名前が何かいうとことで、AとBという表現で私報告を受けたわけですけど、質問しました。町外の人ですか、町内の人ですかと。そしたら、大方町外だというような説明でした。町内である人のほうがよかったかと、そういう印象、感覚です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 京丹波町の職員倫理条例というのが平成19年12月25日から施行をされております。この条例は、当時の担当課長と副町長が和知の簡易水道整備工事に絡んで現金を受け取ったり、飲食の接待を受けていたことから収賄事件として町民に大きな衝撃を与えました。この事件から、再発防止と二度と不祥事を繰り返さないと、こういうために制定をされた倫理条例であります。

この職員倫理条例の趣旨から、今回の町長の親族が入札に参加し、落札したことについて何ら問題はないと考えておられるのか見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町職員倫理条例上、問題はありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点は、平成21年11月2日から施行されております京丹波町議会議員政治倫理条例、これも当時の副町長と課長の収賄事件を受けて特別委員会を設けて事件の解明、問題点、改善点あわせて議員みずからも政治倫理条例を制定をしました。当時事件の経過からも、全国の事例からも政治倫理条例に町長、副町長などのそういう方も含めて、条例がほかでは多くありますが、京丹波町では議員政治倫理条例の中に加える合意が得られませんでしたので入っていませんが、大きな権限を持つ立場であり、議員と同じ選挙で選ばれる立場であり、議員政治倫理条例の第3条や第4条、政治倫理基準の遵守や請負契約などに関する遵守事項は当然町長にも当てはまるものと考えますが、この立場で遵守すべきと考えますが、町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私の場合は、職員倫理条例でそういう制約を受けるんだと思うんですが、職員倫理条例上全く問題ないということであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 職員倫理条例ですので、町長は職員を監督する立場、そういう条例の中身になっておるわけですが、いろんな政治倫理条例というのがあるわけでございますけども、モデル政治倫理条例というのを見ますと、町政が町民の厳粛な信託によるものであるこ

とを認識し、その受託者たる町長、副町長、教育長及び議員が町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやすくもその権限また地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の者の利益を図ることがないように必要な措置を定めるというようなことで、いわゆる政治倫理の基準、そして請負契約の辞退、指定管理者の指定の禁止、そういう項目が一つの基準としてモデル事業として出されております。やはり、こういう立場に私は町長は立つべきだというように思うわけですが、改めて町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言ってもらったような倫理観を持って職務に当たっておりますので、京丹波町における職員倫理条例に違反してないということであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今申し上げました倫理条例は、議員やそういう町長を含めた倫理条例の一つのモデル事業として申し上げました。その中には、議員や町長の親族、そういうものが請負契約やとか、指定管理者の受任者にならないと、いわゆる辞退をします。そして、そういう疑惑だとか、そういうことが生じないように努めようというモデル条例であります。

やはり、私こういう立場に町長というのは立つべきだと。300何名の職員のトップであり、1万6,000人余りの町民を代表する、権限が集中するそういう立場でございますから、町長というのは。やはり、そういう厳粛な立場に立つと、清潔公平な立場に立つということで、当然そういう制限があって当たり前だと私はこう思うんですが、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つ、条を読んでおきます。町長等及び職員は、その服務について地方公務員法、公職選挙法、その他関係法令を遵守するほか、この条例に従わなければならないと記されております。こうしたことをしっかりと肝に銘じて職務に当たっていくということとであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町長は今職員の倫理条例ということと言われるんですけども、私は議員や町長の町政の政治倫理条例とそういう立場で申し上げたので、改めてそういう立場が必要だということも申し上げておきたいと思います。

次の質問に移ります。

開発団地等のあき地における雑草繁茂の除去の指導強化について伺っておきたいと思いま

す。近年町内の開発団地などで雑草火災が再三発生をしております。消防団による巡回、パトロールなども行われておりますが、町外の土地所有者による雑草の片づけによるものやごみの焼却など原因はさまざまですが、場合によっては住宅の近くまで火災が広がったなど一歩間違えば大惨事になることも考えられます。

本町が定めております京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全をする条例第2章第4節のあき地の管理者の義務として、第46条と第47条で規定をしております、あき地に繁茂した雑草等の除去について、必要な措置を勧告し、命ずることができるところしております。この条例の徹底と、必要に応じて勧告や雑草除去の指導、命令を行うべきと考えますが、町長の見解を伺っていきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町では、条例に基づき雑草の繁茂などにより苦情が寄せられた土地の所有者に対しまして、電話や文書による雑草除去等の指導にまず取り組んでおります。適正に管理されていないあき地への苦情件数、最近は増えております。あき地の適正な管理について、引き続き所有者への指導に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） あき地等の管理とあわせてですけども、いわゆる税の請求もするわけですから、そういう中にそういうこの本町の税条例に基づくそういう徹底を図ると、そういうことも工夫が必要ではないかと思うんですね。やはり、時たま来るとい方にとっては、なかなかそういうものが届きにくいということもあるわけでございますし、何千というそういう規模の団地があるわけですから、そこら辺の徹底というのは非常に大きな取り組みが必要やと思うんですけども、そういう徹底をもっと強化すべきだと思うんですけど、改めてその辺についてのお考えを伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） そういう郵便物があるとしたら一緒に同封することが大事だと思います。そういう管理がきちっとできているところにそういう文書を出す、相当慎重にやらないとあかんなぐらいですね。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 条例があるわけですから、条例の徹底を図るとそういう立場でやるということが、私は必要やと思いますし、もちろん今言われるようにいろんな扱い方の注意は必要だと思いますけども。京丹波町に土地を所有されている方について条例に基づく徹底を

するとういう立場ですね。私やるべきだという点を申し上げておきたいと思います。

4点目は、農業振興対策について伺っておきたいと思います。一つはふん尿対策でございます。新田、上新田などでの対策として、堆肥センターの改良などにふん尿問題として取り組んでいましたが、抜本的な解決にはなっていないことは、いまだにその地域へ行きますと野積みの堆肥が見られるわけであります。ふん尿対策というのは、長年の京丹波の課題ですが、いまだに解決できていないと思います。

京丹波町では、京都府下で一番酪農の盛んな地域ですから、この条件を生かす工法を私は考えるべきだと思うんです。完熟をした良種な堆肥を生産すれば、安心・安全な農産物の生産と結びつけば、牛ふんを生かす大きな可能性があると思うわけです。農地に還元する循環型農業を推進して安全・安心できる農産物を生産して、町を挙げてそういうことに取り組むとういうふうに考えるべきと思いますが、町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 堆肥の生産につきましては、適正管理に努める中で行われているわけですが、気候とか気温に左右されやすいです。特に、冬季の生産効率が悪いために需要に対する供給が追いつかない状況にもあります。よりよい堆肥の提供を受け、安心・安全な農作物の栽培を行っていただくためには、堆肥化施設の機能向上のほか、利用面では多くの農家が手軽に利用できる仕組みづくりも必要だと考えております。

耕種農家、畜産農家はもとより、関係機関との連携を図りながら良質な堆肥による土づくりに取り組めるように努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 仕組みづくりということを今答弁されたわけですが、実際生産されるふん尿の処理が今ある施設でできないと、冬季も含めてですが、だから、野積みがいまだに起こっておるということを考えますと、やはりふん尿を処理する施設の規模が私は足りないとういうように思うわけですが、やはりその規模を増やして、そして良種な堆肥を生産すると。

実際、京丹波の場合、ハウスで、例えばハウレンソウとか、水菜とかつくっておられるわけですが、その堆肥が使えないと。わざわざ園部とか、そういう完熟した堆肥をハウスの場合は入れると、とういうことになっておるんですね。結局、今京丹波の例えば新田にある堆肥センターでは、完熟した堆肥が生産できていないという裏返しなんです、やはり完熟な堆肥をしっかりとできるとういう仕組みとういうよりも規模と、とういうものをしっかりと施設を整備するとういうことが私は大事じゃないかと思うんですが、その点について

の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ほんとに施設面で不備があるんだったらきちっとすべきだと、私も考えます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 食の、一番宝庫として京丹波を売り出そうとしておるわけでございますから、特産物のブランド力を高めるということが私は大事だと思うんですけども、京丹波町で生産をされる農産物は、町が認証する栽培方法、有機農業ということでつくられた安心・安全な農産物だと。こういう栽培方法で京丹波町で生産をされた良質な堆肥を使用していると。農薬の散布も回数を制限していると、こういうものの証明を出して、ラベルを張って農産物を販売すると。いわゆる他の地域との京丹波のブランドとしての差別化を図っていくことが必要だと思うんです。そのためには、京丹波で生産される完熟な堆肥を有効に利用する、完熟な堆肥を生産することとあわせて考えるべきだと思うんですけども、見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 堆肥に結びつけてのそういう京丹波町ブランドを認定するか、しないかはさておき、今おっしゃっているような京丹波町ブランド認定していくという方向はよいことだと思っております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ブランドを認定するためには、それに基づく一定の履歴も必要ですし、やっぱり買う方が安心・安全ということを感じて買ってもらうと。そのためにはやっぱり農薬をできるだけ使わないと。そして、有機農業をしっかりと。そのためには堆肥をしっかりとそこで活用する、こういうことを私はこの京都丹波ということで京丹波町や南丹や亀岡を入れたそういう地域の農産物の取り組みも進められておりますが、その中でやはり京丹波町独自の特質を生かしていくことが私は大事だなと思っておるわけですし、今度できる施設でも物を売ろうとしておるとすれば、やっぱりそういうものが売りにもなるわけですし、京丹波の特徴を生かしていけると思うので、やはり改めて施設の拡充、整備を含めてそういうような取り組みを私は考えていくべきだと。どこで買っても、京丹波町の農産物は安心・安全だというような、町外の方、町内の方も含めて、やっぱり思える取り組みをすべきだと。そのためにそうした町がつくるといいますか、基準をつくったものを認証していくと。その認証されたシールを張って、こういうことを私は考えるべきだと思うんですけども、改めて

そのふん尿の取り組みと合わせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 堆肥の施設を言うてはるんですか。否定はしてませんよ。やってもらいたい、中心的になってやってください、ぜひ。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町がやっぱりイニシアチブというか指導的な立場で、私はまずやるべきではないかと。もちろん、いろんな方の協力を得て、そういう協議会をつくって進めていくというのも一つの方法かと思いますけども。そういう取り組みが私は大事だということを申し上げておきたいと思います。

もう1点は、農家の高齢化で生産量とか、出荷者が減少しているということを実際にいろいろ見ておりますと起こってきております。なかなか農産物が集まらないような、こういう事態を、そういう時期にもよりますけども、起こってきております。普及センターなどが農業の就農講座というのを開設しておりますが、多くの方が参加をされて、退職をして改めて就農講座に参加して自信もついたと。改めて農業の魅力も感じたとして年間を通じて精力的に野菜づくりに取り組んでおられる退職組の方、また転入をされた方、家庭菜園を農地を借りて栽培するというような、そういうことにこの就農講座はつながっておるわけですが、すけども、本町独自としても、こういう就農講座とか、農産物の栽培講座などを開催して、新たな栽培農家を増やすと、こういうさまざまな取り組みが必要だと思うわけですが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言ってもらったとおり、就農講座は専門機関である京都府農業改良普及センターが実施してくれてます。栽培講座は、各生産者部会において実施されております。町といたしましては、関係機関で構成します農業技術者会議の一員として各種講習会や研修会に参画させていただいているところであります。

このように、町独自の取り組みよりも専門機関と連携した技術講習を行ったほうが効果的であると考えておりますので、現状のさまざまな取り組みの充実を図っていきたいと考えておりますし、政策面において、国、府、町それぞれの役割の中で農業経営が成り立つ施策を推進しまして、魅力ある農業を示すことが栽培農家の増加につながっていくものと考えているということであります。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 専門といいますか、当然技術者会も専門集団やと私は思うわけですが

ども、園部と言いますか南丹で主に就農講座というのはやられているわけですが、やはり一般の方が参加するというのは遠いわけですし、なかなか申し込みが多くて参加できなかったという話も聞くわけです。だから、京丹波でそういう就農講座ができるように普及センターに働きかけるとか、やはりそういうもうちょっと町が指導的に取り組みをしていくと。これは農家に対しても激励にもなるわけですし、町の姿勢がそこにあらわれるわけですね。行きたかったら、南丹園部まで行ってくださいよとそういうようなことではなしに、京丹波としてこういう取り組みをしますと、ぜひ参加してくださいと、こういう姿勢を私はぜひ持って取り組んでいただきたい。実際、農産物の道の駅で栽培講習会をしますと、50人、60の方が実際参加されております。それは一時的なものですので、やはり系統的に取り組んでいくということが私は大事だと思うので、改めて伺っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今言ってもらった趣旨で答弁していたつもりだったんですが、会場を南丹市や亀岡ばかりやるんじゃなしに、京丹波町を中心にやってほしいです。そのように、担当課に指示したいと思います。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 次、5点目に町長の政治姿勢についてお尋ねしておきたいと思います。

一つ目には、アベノミクスについてであります。5月23日の日経平均株価が前日比の1,143円暴落をし、27日、30日も下落をすると。株価の暴落と乱高下、長期金利の上昇、円安による輸入物価の高騰と安倍政権の経済政策、アベノミクスが経済を混乱させていることが目に見えて明らかになりました。アベノミクスの制御不能と、こういう報道もあります。

安倍政権が3本の矢と宣伝しているものの実態は、投機とバブルをあおる異常な金融緩和、不要不急の大型開発のばらまき、成長戦略の名による雇用ルール弱体化、消費税増税、社会保障の大改革を進める国民の暮らしと経済を破壊する5本の毒矢とこのように考えます。安倍政権の3本の矢には、働く人の賃金を増やす、この矢は1本もありません。政府みずから投機とバブルをあおりたてるという禁じ手にまで手を出して乗り切ろうとしています。

実際この政策で恩恵を受けているのは一握りの大資本家、基幹投資家、海外投資家だけで、国民の生活は甚大な打撃を与えようとしております。急激な円安で輸入食品、電気、灯油など高騰し、家計に負担を増やしつつあります。国民の所得が増えずに、物価だけが上がる、こんな危険な道の先に日本経済の復活など絶対にあり得ないと考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） アベノミクスというのが経済の復活があり得ないということの質問ですか。いや、それは私、その辺までは経済わかりませんのでね。ただ、ご質問の趣旨にないかもわかりませんが、京丹波町民も日本国民で、日本政府を構成しておりますので、政府がいろんな方針を今、出してます政策、施策、そうした中で、悪い影響についてはしっかり私守っていく義務があると認識してます。また、暮らしに役立つことは積極的に取り入れていくということに尽きます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） もう1点は、自民党の憲法改正草案についてお尋ねをしておきたいと思います。今、戦争放棄をうたった憲法9条の改定の動きとあわせて、96条を変えて、憲法改正手続のハードルを下げるという動きに、最高法規である憲法を一般の法律と同じ基準で扱うのは大反対と、こういう声を元自民党幹事長の古賀誠さん、金閣寺銀閣寺の住職で京都仏教会理事長の有馬頼底さん、作家・僧侶の瀬戸内寂聴さんなど多くの方が異議を唱えられておられます。

自民党の憲法改定案の特徴を見ますと、一つには「天皇をいただく国家」として天皇を元首とする。二つ目に国防軍を設置し海外で活動する。三つ目には国民の基本的人権は犯すことのできない永久の権利と定めている条文を全面削除し、国の判断、基本的人権を制限できるとしております。そして、現憲法では国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は憲法を尊重、擁護する義務を負うとなっておるのを全ての国民はこの憲法を尊重しなければならない、いわゆる国民が憲法を尊重せいと、明治憲法と同じ発想となっているわけであります。この自民党の憲法改定草案について、町長の見解伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 非常にお答えしにくいんですが、私は憲法、今盛んに議論されてますのでこういう機会に私も国民の一人としてですが、よくよく学習して、よくよく考えて、よくよく行動してもらいたいと思っております。

また、これ一つの示唆的に申し上げるんですが、一つの政党を指示したからといって、そういう山田議員が危惧されているようなことまで賛成しているかどうかということは別のことだと期待をしているということだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も町長が言われるように、その政党を指示した全てを指示していな

いということはそう思うんですけども、実際やられていることは信任を受けたということでどんどん公約をしておったんだということで進めておるわけですね、実際これまで。消費税の問題でも圧倒的多数の方が反対だと、6割の人が。しかし、国会では承認を受けたということで決まっていくというのが実際の状況になっているわけですから、そういう問題を抱えておるということですね。

町長は昭和17年生まれですが、戦争を知る世代の政治家の責任と思ったとして、96条の改定に反対という立場で共産党の機関紙である新聞赤旗のインタビューに答えた自民党元幹事長の古賀氏、同じ世代として同じ思いはされないのか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 古賀さん、余り知らないのですが、17年生まれか16年生まれか知りませんが、同年代の人と同じそういう思いを共有していることは事実です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 古賀さんは昭和15年生まれの方でございます。戦争、親が戦死をされたということも言われておりましたが、やはり自民党も共産党も含めて、やはり平和憲法を守ろうと、戦争反対だと、こういう声は本当に皆さんの思いと一緒に思うんです。そういう立場で、町長が今後やはり行動や発言をされるということを求めていると思いますし、町長の見解があれば伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろご質問受けてますけれど、本当によくよくこの機会に学び習い、そして考え、行動すべき時期に来てるなという認識であります。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 終わります。

○議長（野口久之君） これで、山田 均君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。1時15分まで。

休憩 午前11時30分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、北尾 潤君の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） それでは、通告書に従いまして平成25年第2回定例会、北尾潤の

一般質問を行います。

ここ十数年の間にテレビや新聞紙上で小さな政府、地方分権という言葉を目にする機会が増え、最近では与野党各派から具体的に道州制なども提案され、現在の都道府県より高い自治権を地方自治体に与える議論が活発になっています。しかし、権限が委譲されるということはそれと同じだけ責任も移譲されるということです。本町のような過疎自治体においては、特に明確なビジョンとより一層の実行力が必要であり、町政を預かる首長の資質が町の将来を大きく左右することがあります。

本当はこの流れで町長選の出馬要請につなげる予定だったのですが、昨日岩田議員があれだけしつこく聞いても現時点では明確な出馬表明をしないということでありましたので（１）は割愛したいと思います。

しかし、一つだけ町長にイメージをお伺いしたいところがあります。以前、この京都４区選出の国会議員、当時国会議員の先生が選挙前に京丹波町のために全力で景気回復に努めると言われたところ、僕が景気回復といってもやはり都市部中心の施策でしょう、京丹波町のような過疎自治体はまず東京や京都市などの都市部が潤ってから交付税、交付金の増額みたいにそのおこぼれに預かる形ですよと、少し生意気に言いました。すぐに、寺尾町長が少しだけ怒ったような口調で、北尾君、交付税、交付金はおこぼれなんかじゃない。地方が当然もらうべきものなんだ。地方は人材を育てて都市部に送り出している。都市部の巨大な胃袋になっているのは地方でつくられた農作物だ。都市部の経済活動を支えているのは地方で育てられた人と農作物だ。だから、国や都市部からは感謝の気持ちと一緒に交付税、交付金をいただくんだ。みたいなことを言われ、自分の中で考え方が少し変わったことを覚えています。

そこで、伺います。地方分権という考え方は地方、地域がより効率的にお金を使えるようになる、と割と肯定的に報道される傾向があります。が、地方の独立性が高くなり、本町が国の一部として確かな役割を果たしていることとは逆行してしまうような気がします。地方分権にもいろいろな要素や程度があるため正確に是非を問うことはできないですが、地方分権社会で本町が存在していくイメージをお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 短時間でなかなかイメージお伝えできないかもわかりませんが、北尾議員の言葉で申しますと、小さな政府とかあるいは道州制、これはもう今までの概念と全く違う考え方で、道州制というのは地方政府、政府が何個かできるという意味ですね。したがって、権限移譲とかもうそういうことを通り越して、もう本当に、今の日本でいうと日

本国政府のように近畿圏やったら近畿圏の政府ができるという私は認識です。四国やったら四国。それで、大体北欧、デンマーク等あるいはスイスなんかと同じぐらいの国力というか政府力があるんだと思うんですね。

そうした考え方は、午前中の議論で言いますと教育の問題が物すごく出ましたね。それで、教育、バウチャー制度っていう1人の人が人生で教育を受ける権利、等しく持つておる。それでずっと受けて、将来あるいは幾らかみんなで支えるとしてもそれを返していくというのか。それで、教育を受けたい人は幾らでも受けられる。そういうやり方を、小さな政府とかいってる人たちは想定していると思うんですね。せやから、徹底した競争社会をつくりながら、片やそういう大事な部分は幾らでも等しく教育を受ける権利を持つてるといようなことだと想定します。

それで、道州制、今言う小さな政府、これはもっと言うと、植田正樹さんなんかの表現ですね、ああいう人の表現でいうと地方分権ということはあり得ない、分権ということはね。地域ですね、地方といたら東京があつての地方ですから。地域の主権を確立するという意味での道州制であれば、私も賛成する、賛成せざるを得ないという立場です。

一気にそういうところで、今間もなく議長と一緒に京都府での道州制の勉強会に行かせてもらうわけですけど、内容がそういうことが1人ずつ国民に知らされないと道州制反対とか、賛成とか言えないという立場ですね。道州制とかいうものに反対もしてない、私は。そういう意味でいうと、これから道州制の中身こそ大事だと思っております。今までの考え方とは全く違うなというふうに、税金を取り立てる権利もあるし、そのかわり自分らでサービスする。

したがって、今どういう話があるかな。スイスなんかみたいに、お金を預かるのに預かり料を取るというか、そのかわり絶対に秘密を守るといようなことをしてお金がどんどんスイスに集まる。あるいは、何か島国で企業活動で得た利益を法人税をただにするとかいうようないろんな方策を立ててますね。ああいうことを、北海道なら北海道で独立してそういうことをする。全体ではなかなか意思決定できないことが小さい政府であればできると。自動車なんかもそうなんですけど、1, 000ccぐらいの人を1, 200載せる、1, 800のせる、2, 000のせるとかいう。大きくしたり、小さくしたりしてるんですね。

全てのことがそういうふうにして大きい、今言われた大きい政府になったわけですけど、今度は小さい政府のほうがいんじゃないかというそういう歴史の繰り返し点というふうに私は受けとめているんですが、北尾議員が質問されたことにきちっと答弁できてるかどうか、ちょっと自信ないんですけど、まあそういうことだと認識してます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） ありがとうございます。僕もこの質問を考えたときは地方分権と道州制の区別も実はついてなかったなとは思いました。マスコミで報道されるのは一緒に報道されるんですけど、実は全然違うもので、あと今町長がおっしゃられたように、昔の江戸時代の藩なんかは地方分権ですし、その繰り返しなんだなというようには思います。

それで、気をつけなくてはいけないのが、やっぱり肯定的に報道されるとその流れに乗ってしまうというのがあるので、町長おっしゃったみたいに、僕も含めてしっかり中身を勉強しなきゃいけないなと。そうしないと、小泉旋風、民主党旋風の後にもまた何かその流れに乗ってしまって同じ過ちを繰り返すんじゃないかなというのは感じました。ありがとうございます。

2番いきます。国保事業会計について、質問いたします。少子高齢化が進み、生産者層の割合が少なくなる中、現役世代が高齢者を支える縮図がこの国民健康保険事業とも言えます。实体经济の回復の兆しも見えない中で、低所得者層に加入者が多い国保事業は現在の仕組みで成り立つのかをお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご指摘のとおりです。市町村国保は低所得者層や高齢者の皆さんが多く加入されてるという構造的な課題があります。医療の高度化による保険給付費の伸びなど相まって、その事業運営は今後ますます厳しい状況になるというふうには予想しております。特に規模の小さな市町村での事業運営は非常に困難でして、限界があると見込まれますので、国や京都府の財政支援策の拡充はもとより、都道府県を単位とする市町村国保の再編統合に向けて積極的な議論が推進されるよう京丹波町は要望しているというところであります。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 平成25年度当初予算で僕大きく評価したいことがあります。それは、国保税率の引き上げをせずに据え置いたことです。基金積立金や予備費の目的についてなど本会議や委員会でもさまざまな議論が行われていますが、この会計が苦しく、先の見通しも非常に厳しいことが自明の中、少しでも余裕を見ながらやりくりをしたかったに違いありません。だけど、この余裕がないという部分が大事だと思います。例えば、一般企業でも社員に負担を強いるときは経営者がまず身を削り、内部留保を全て出した後に会社が苦しいから理解してもらいたいということで説得力が生まれます。

この会計においても、ぎりぎりまで税率を引き上げない方法を考える、会計自体に全く余裕がなくなり、本当にどうしようもないときに初めて町民の皆さんに理解を求めるべきだと思います。来年度ももちろんだうなるかわかりません。来年度ももちろん税率に対しては今年度の姿勢で臨まれることを期待しますが、町長の国保会計、国保税率に対しての考え方を
お聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員がいろいろ心配してくれて、そして提案してくれます。これは、理にかなってるなというふうに評価を高くしているんですが、私はやっぱり今北尾議員が言うてくれはったとおり、ない袖は振れんときのほうが私の立場だと頼みやすい、あるいは提案しやすいともいうんだと思うんです。私は、ある種の事業経営をしてきた立場からいうと、自分たちの給料、今下げるとかいうような、あるいは内部留保の話もされましたけれど、そういうことが自分の経営能力だと思ってますので、国保についてもそういう形で当たっていきたいと思っております。

さらに説明させてもらいますと、本町におきましては国保の事業運営の安定化に向けまして、特定健診による疾病の早期発見とか重症化予防、さらにはジェネリック医薬品の普及・促進など、医療費の適正化対策を一生懸命してるということです。医療費上昇の抑制を図るとともに国保税の収納率向上にも頑張っていく。とにかく財源確保に向けた取り組みを今後とも頑張ってやっていきたい、そんな思いであります。国保財政の側面だけでなく、町民の皆さんが健康で生き生き暮らしていただけるように健康づくりや疾病予防などさまざまな面で支援しながら国保を守っていくという立場です。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 町長が提案しやすいとおっしゃったように、僕らも議員として説明責任が町民にあるので説明しやすいです。財源確保といっても被保険者の受益者負担、一般会計からの繰入れによる町民全体からの負担、次世代による国からの負担の数字をいじくってもこの3通りしか思いつきません。幾ら数字をいじっても、結局このいずれかが負担しなければならない。そこで、どうしても必要なんだというときに、本当はない袖は振れないということをお願いしやすいと思います。ここで、何か基金積み立てやってそれを使えばいいじゃないかって言われたらすごく困るので、もうぎりぎりこれからやってお願いしたいなと思います。

それでは、次病院事業会計についてお聞きいたします。自治体病院では経営が厳しいため

に診療科の縮小や入院の中止などの方針を打ち出し、またそれが患者数や勤務医師の減少につながるという悪循環に陥り、廃止になる病院も出ております。本町も平成25年度の当初予算において、一般会計から1億6,800万円の繰入れを行っています。平成23年度決算では初の黒字ということになりましたが、京丹波町病院における課題と、会計も含めた今後の見通しをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町づくりの基本、安心して安全に暮らせる町であることを、私はまず願っております。健康で長生きのできる町を目指しまして、医療の充実をこの4年間最重点において進めてまいりました。一つの施策として医師奨学金制度の設立や平成22年には府立医大の学長を顧問にお迎えして医療等審議会を開催し、本町の医療のあり方を初めとする答申をいただいたところであります。

その答申では、まず医師確保のための整備を進めること。次に、経営改善に向けて進めること。そして、地域包括ケアシステムを考えていくことであります。で、答申に基づきまして平成23年度から病院と診療所の一本化を行いまして、おかげさまをもちまして京都府や府立医大のご理解のもとに平成24年度から3人の常勤医師を迎えることができたということであります。また、本年度からは病院に2名の看護師長をおき、和知診療所にも1名、看護師長を置くことにしました。このことで医療の充実に向けた体制が一層できたと思っております。

片や経営改善に向けては、不採算医療を担う僻地の国保診療施設病院などで財政的には厳しい面は否めませんが、一般会計からの繰入れで安定的な運営を行い黒字確保をしておりますが、まずは基準内繰り入れでの運営ができるよう改善を進めてまいりたいと考えております。また、累積赤字があります。この累積赤字を1年でも早く解消していくことが課題だと思っております。

今後の町病院と診療所の見通しについてですが、院長ともよく相談しまして、時間の経過とともに建物や設備などのハード面の課題や医師、看護師らのマンパワーの確保と定着化の推進、また国保診療施設として予防と回復を主眼においた検診の充実、外来科の充実、入院からのみとりも含めた訪問事業の地域包括医療の充実を進めまして、私たちの町の病院として運営を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 昨日の一般質問の、確か梅原議員の質疑に対する答弁だったと思う

のですが、町長が名医は近くの診療所にありと言われました。このせりふで、あのことだとわからなかった方もいらっしゃるかもしれないので、今日はもとネタを持ってまいりました。これですね。５月１２日の京都新聞、読者投稿欄に和知の方だと思うのですが、名医は近くの診療所という題で投稿されていました。３５０から６０文字ぐらいとは思えないぐらい気持ちがたくさん伝わってきて、読んでるこちらもうれしくなる文章です。

本当は読み上げたくてしょうがないのですが、僕は筆者と面識がなく、この場所で引用されることを好まないかもしれないので、まだ読まれてない方、京都新聞の５月１２日版です。ぜひ読んでみてください。

和知診療所について書かれていて、先生やスタッフさんたちに対する感謝の気持ちがつつられています。まだ、和知診療所に常勤員を増員できる前に副町長がお医者さんに来てもらっても都市病院間のただの人事異動ではだめなんだ、地方の診療所は医学的なことだけ言うことが診療じゃなくて、とにかく患者さんの話を聞ける、そして言葉を選んで話すんだと言われて、何となくわかったつもりでいたのですが、この記事を読んでこういうことかと確信いたしました。

平成２３年度に十数回開催された京丹波町医療等審議会で本町の医療における指針が示されました。先ほど町長がほとんど説明していただけたので省きますが、この審議会ではあの時点で、ある一定方向性は示されたと思います。しかし、継続的に進めなくては意味がありません。現時点での幾重にも重なる問題や刻一刻と変化していく状況に対応していくことが必要ではないでしょうか。審議会の答申の骨である私たちの町の私たちの病院にするために、また先ほどの記事を書かれた方のような町民を１人でも増やせるように努力していきましょう。

また、ちょっと病院関係者からこんな話を聞きました。京丹波町病院、看護師さんがすごく足りないって前から聞いてたんですけど、最近病院の関係者に聞いたら、京都市のほうとか都市部から看護師経験者の方が京丹波町病院に移って勤めてくださっていると聞いてます。多分、すごいしんどい仕事ですし、環境をすごく気を使って整えたりとか、働きやすい環境をつくってるんだと思います。企業誘致だとかで働く場所が京丹波町ないから人が出ていくんだ、企業誘致をしよう、しようと、それもすごく大事なんですけど、今回のこの話を聞いて、実際ある施設の環境をすごくよくしたら、ちゃんと人って集まるんだなというのをすごく感じました。

次は、地域包括ケアシステムについて質問いたします。医療・福祉・介護の各分野のみにとられずに、相互の情報交換、協力を目的とした地域包括ケアシステムに平成２３年度か

ら取り組み始めましたが、進捗状況をお聞かせください。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域包括ケアシステムの構築につきましては、平成23年3月に京丹波町医療等審議会の答申を受けまして医療の充実とともに本町の重要課題として医療・介護・保健・福祉などの機関が連携し、一体的なサービス提供を行い、在宅で高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただける体制づくりに取り組んでおります。地域包括支援センターの機能強化を図る中で、介護よろず相談所の開設や訪問看護師確保のための2級ヘルパー養成講座などを実施しまして、本町の抱える課題の大きさを痛感するとともに福祉事業所を初め多くの方々に協力をいただきながらそれぞれの事業が実施できたことに大きな手ごたえを感じております。

今年は今年度ですけれど、高齢者の外出などの生活を支援するシステムの構築や介護予防を重視し、認知症の方やそのご家族が気軽に集える認知症初期対応型のカフェの設置にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） やったことのない初めての取り組みなので予想どおりいかないこともあって当然だと思います。ちょっと前の議会で説明がありましたが、タッチパネルなんかは思ったような成果を上げれてないんじゃないかなと思いますし、またそれにかわるものなんかはこれから検討、修正を重ねながら本町にあったよいものができることを期待いたします。

この地域包括ケアシステムは、先ほどの医療等審議会で最初に話し合われたんですけど、そのときに地域包括ケアシステムの枠組み、イメージ図をつくってるときに警察も入れようという意見がありました。何で警察と思い質問をいたしましたところ、オレオレ詐欺からお年寄りを守るというものでした。結局警察や消防も連携してこの地域包括ケアシステムの中に組み入れられました。

そこで、ちょっと警察についてお聞きいたします。近年犯罪予防のために防犯カメラを設置することが多くなっています。ショッピングセンターやコンビニはもちろん駐車場や道路にも設置されています。町としても公共施設に防犯カメラを設置して犯罪の抑止力とすべきと考えます。そこで、町長にお尋ねいたします。町内の公共施設に防犯カメラはどの程度設置されていますか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 本町では、小学校、中学校、そして幼稚園の9施設と保育所の2施設に不審者対策としての防犯カメラを設置しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 防犯推進委員さん、青い回転灯でパトロールに回られています。本当にご苦労さまです。あれもちろん犯罪を見つける以上に確実に大きな犯罪抑止力として働いていると思います。同じように不特定多数が集う公共施設については防犯カメラを設置し、住民の安心・安全を確保してはと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私自身は京丹波町は穏やかな平和な町だと、まず認識しております。また、防犯推進委員の皆さんにおかれましては、住民の皆様方の犯罪予防のために日ごろからご協力いただいておりますことを感謝申し上げておきたいと思います。

そうした本町ですが、近年都市部や農村部にかかわらず凶悪な犯罪が発生するなど、本町においても楽観視はできないと考えます。したがって、議員からご提案いただきました防犯カメラの設置につきましては、住民の安心・安全を確保していく上で大変有効だと考えますので、南丹警察署の助言等をいただきながら検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 防犯カメラがあるだけで犯罪を起こす気にさせない、事前に犯罪をさせないということですごく有効だと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

地域包括ケアシステムなんですけど、うちの京丹波町、3万人いない小さい町だからこそ医療・福祉・介護・警察・消防といろんな枠組みを取っ払って取り組みやすいんだと思います。これすごく大きな市だったりしたら結構難しいことだろうと思うので、京丹波町のスケールメリットを生かして取り組んでいただきたいと思います。

国保会計についても、僕が入ってるんですけど保健福祉課の健康づくり推進協議会で、健康に生まれたときから亡くなるまでの全ての年齢が対象で、健康になることで医療費を抑える、高額医療を抑えるという取り組みを考えています。村山議員さんがよく言われるんですけど、上勝町という四国の町の話を出されます。お年寄りが生き生きと生きがいを持って生活している。そうすると国保会計が大分抑えられるという例を出されます。そんな感じで、先ほど財源確保というのは三つしかないんじゃないかって言ったんですけど、財源確保は確かにそうなんですけど、国保会計を小さく抑えるという取り組みもこの地域包括ケアシステムの

中で取り組んでいけるのではないかと思いますので、また頑張っていきましょう。

それでは、3番目の下水道事業についてお伺いいたします。本町に集合処理でない地域というのはどれぐらいありますか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水等による集合処理区域を整備しまして、その他の区域は合併処理浄化槽区域としておるわけですが、その戸数は全体で2,000戸です。今ご質問の合併処理浄化槽の設置戸数もしくは未設置戸数は612戸が未設置となっております。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 旧高原小跡地に建設予定の丹波高原荘なんですけど、この蒲生のあたりは合併浄化槽だったり、ちょっとややこしいというか集合処理だったりという部分でどっちなんだろうというのがわからないんですが、この地域は集合処理なんでしょうか、合併浄化槽なんでしょうか。お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 丹波高原荘の建設計画の中においては、合併処理浄化槽を設置する計画になってます。これだけの事業者は大体これは設置しておいたほうがよいというように私自身も思います。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） キャパなんかも町が監視というか責任を持って周りの迷惑にならないようにといたら変ですけど、お願いいたします。

4番、京丹波ブランド・町内業者の育成についてお伺いいたします。京丹波町にはマツタケ、黒豆、クリなどの特産品に恵まれ、またワイン、肉、須知高校がつくるアイスクリームなど加工品も十分町外に発信できる力を持っています。去年から京丹波町食の祭典も開かれ、また今年も開かれると思いますが、食の町として売り出す上で次のことを提案いたします。

平成24年度末で契約を打ち切られた食彩の工房は、地域の活性化と京丹波ブランドの発信、育成が大きな目的となっています。一つ目の目的の竹野地域を初めとした京丹波町の活性化については、喫茶部分を町民が集うサロンにしてはどうかという意見を以前から聞いています。とてもよいことだと思います。一方、二つ目の目的の京丹波町ブランドの発信、育成について町内業者の育成のために貸し出してはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 食彩の工房が今利用されてないということは残念なんです、10月を目標に指定管理者制度に基づく管理運営を委託する準備をしております。そこで、喫茶等についても地元を中心にうんと使ってもらったらよいと私は考えております。

また、京丹波ブランドも目的意識的にしっかり育てていくというのがそういうことは大事だと思っています。ただ、言うはやすしですけどとにかく歴史が必要だとも思っております。いろいろよいことを言っておられるので、それを総合的に施策に生かしたいとは思いますが、まあ林業大学校もあったり、須知高校もあったりと、あるいは道の駅もあったり、連携してこれからやっていくという芽が出てますので、あるいは松キノコとかいう名前も使ったりしてはります。いろんなことでキノコも瑞穂地域非常に強いということで、京丹波ブランドというものを、やっぱりしっかりつくるということは大事だと思っています。

以上です。

○議長（野口久之君） 北尾君。

○13番（北尾 潤君） 農業従事者はもちろんですが、地元の商工業者が潤わないと町の未来はないと思いますので、常に声を聞く意識をお願いいたします。

最後になりましたが、昨日町長が今のところ出馬表明、確定はしないという話がありました。僕、昨日も町長がいろんな今までの総括としてやってきたことなんかを議員が質問したりしていましたが、やってきたことのほかに、町長見て我慢すること、耐えていることというのが結構見受けられました。なかなか先の見通しのない人が、我慢したり耐えたりとかはできないと思いますので、絶対に次の4年を見ながら我慢したり、耐えたりしてたんだと思います。

ぜひ、次の4年も地方分権になるのかこのまま中央集権でいくのかわからないですが、民間出身の成功した経営者として腕を振るっていただきたいなと思います。

以上、北尾 潤の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 答弁を求められないのに答弁するのは変ですけど。我慢が足らんとか、辛抱が足らんとか言うでしょ。これ、何を言ってるかといったら、我慢とか辛抱はどこで一番最初に覚えるかといったら家庭なんですね、家族の関係なんですよ。それは、うちも3世代生活してますけど。風呂の順番を待つだけやないですよ、食べ物から何から全部、社会の縮図ですわ、家庭というのは。家族というか家庭が崩壊するもので、私は我慢ができませんようになってるなと思うんですね。我慢の原点は、本当に親子とか、孫とかもう血族やの

にそこで学ぶと。私ら、我慢ということを通して日本の文化を守っていききたいという、家族を守っていききたい。そういうことを言うてるんです。

もう1点だけちょっと説明させてもらうんですが、これ北尾議員から質問を受けてないのに答弁したらいけないのかもわからないけども。

7億4,000何がしで今度のパーキングエリアの18億何がしの振興拠点施設の中の建物について、今度落札されたとよくそれを町民に詳しく説明しなさいという話があるんですけどね。今日の管理職会議をこの後やるんで説明しようと思ってたんですが、あの建物使いはるの誰やっていうことなんですね。いわゆる、私からいうと町民が使いはるんですよ。それで、7億4,800万円かその議会の議決を経て予算が決まったら、当然それだけのよいものをつくろうとするのが素直な事業経営者というか企業経営者の、私は考えたと思います。

それを、ちょうどこれ積み上げ式で、片や出しはった人が、積み上げ式やったらこの7億4,800万円の8掛けとかいって、8がけの数字がばちっと出てきてるんですね。数字が出てるんですよ。それで、失礼な話ね、私から言うたら。何を言うとりんやと。7億4,800万円、町議会というのは使わはる町民がこういう金の設備のものをつくってくれというてるのに、いや8掛けの、10億円やったらわかりやすいので、10億円やのに8億円のをおまえらは使えと。京丹波町やったら8億円ぐらいでよいんやないかという提案なんですよ。これは失礼なやつやなと思って、私は思うんですね。そうではなしに、やっぱり株主でもあるし、町民さんは。その町民さんがこういう10億円のつくってくれと言わはったら、つくらせてもらいますというのが事業を志す者の姿やと思ってるんですね。そういうふうにぜひ理解してほしいな。とにかく、大株主さんやし、しかも利用者なんですね。

たまたまですよ、こうも説明しておきますわ。国の金、交付税たくさんもらってます。これは、国交省からもらうということは通行客に利便を供給する、そういうふうにして甘んじて受けてるんですよ、そういう説明も。そして、非常に優位な過疎債を起債として使わせてもらう、7割まで交付税措置をいただくと。こういう有利なことをしようと思ったら、そういう国土交通省が求める能書きは甘んじて受けますけれど、あえて私が府道からこの施設が利用できるようにしてるということは、やっぱり町民のものなんですね。そこにねらいがあるということは、提案している者としてはそれを受けて事業者は、やっぱり予算どおりよいものをつくらせてもらいましょうと答える事は何ら私はけしからんとかいうことにならない、反対に安物をつくらせてもらいます、何でやいうたら、みんな質疑の中で出てますように、サービスが十分じゃないから、その20%ほどある金額分をカバーしようと思って安くしてるということであれば、なおけしからんというのか、というふうに私は思ってるんですね。

北尾議員から質問を受けてないですが、常々この議会に当たって予定価格、そしてその8掛けで出しはったほう、どうしてやということになったら、何やというたら、利用するのが町民、株主さん、その人の意思を尊重するということは事業を進めていく上で非常に大事やということです。済みません。よろしくお願いいたします

○議長（野口久之君） これをもって、北尾 潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、19日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野 口 久 之

〃 署名議員 岩 田 恵 一

〃 署名議員 松 村 篤 郎